政令第二百六十九号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第一項中「平成二十七年八月」を「平成二十八年八月」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「二四・六七」を「二一・七三」を「二一・八二」に、「二〇・五〇」を「二〇・五九」に、「一九・六一」を「一九・七〇」に、「一八・五〇」を「一八・五八」に、「一七・八六」と、」を「一七・九三」と、」に、「一七・六〇」を「一七・六七」に、「一六・五三」を「一六・六〇」に、「一五・五五」を「一五・六二」に、「一三・九一」を「一三・九七」に、「一二・五一」を「一二・五七」に、「一一・二八」を「一一・三三」に、「一〇・一八」を「一〇・二三」に、「九・三二」を「九・三六」に、「八・四六」を「八・四九」に、「七・六一」を「七・六五」に、「六・七四」を「六・七七」に、「五・九〇」を「五・九二」に、「五・〇七」を「五・〇九」に、「四・四四」を「四・四六」に、「三・八五」を「三・八六」に、「三・二四」を「三・二五」に、「二・六二」を「二・六三」に、「二・二三」を「二・二三」に、「一・九九」を「二・〇〇」に、「一・八二」を「一・八三」に、「一・七二」を「一・七三」に、「一・六二」を「一・六三」に、「一・三六」を「一・三七」に、「一・一七」を「一・一八」に、「一・一四」を「一・一五」に、「一・〇九」を「一・一〇」に、

平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	○・九七
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	○・九七
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	○・九七

を

平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	○・九八
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	○・九八
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	○・九八

に、

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	○・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	○・九八
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	○・九八

を

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	○・九八
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	○・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	○・九九

に、

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	○・九八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	○・九八
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	○・九八

を

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	○・九九
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	○・九九
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	○・九九

に、

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日	一・〇〇

を

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日	一・〇〇

に

改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十八年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。）による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○外務省令第十号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。